

令和5年度 第10回人事委員会 会議結果

一 日 時 令和5年9月20日(水) 午前10時から10時20分まで

二 場 所 人事委員会委員室(県庁第二庁舎7階)

三 出席者

- | | | | | | |
|---------|------|-------|---------|------|--|
| 1 人事委員 | 委員長 | 小松哲也 | | | |
| | 委員 | 中本久美子 | | | |
| | 委員 | 細田耕治 | | | |
| 2 事務局職員 | 事務局長 | 山本雅美 | 次長兼給与課長 | 前田俊和 | |
| | 任用課長 | 尾田聡子 | 係長 | 米田康孝 | |
| | 係長 | 山口玲夏 | 係長 | 河崎卓哉 | |

※新型コロナウイルスの感染防止の観点から、事務局職員の委員室への入室は説明者など必要最小限の人数とし、必要に応じて隣室(執務室)から呼び出す形で対応

- 3 傍聴者 なし

四 議 題

議案第1号 条例改正に対する本委員会の意見について

議案第2号 人事委員会規則等の一部改正について(更年期障害休暇関係)

五 議 事

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、公開とすることについて全員の合意を得た。

◇議案第1号

条例改正に対する本委員会の意見について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

県議会から求められた条例案に対する意見について、以下のとおり回答する。

1 条例案の名称

議案第35号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

2 条例の改正理由

活力ある地域社会の実現に資する活動への職員の参加を促進するため、地域活動に従事するための特別休暇を新たに設ける。

3 改正の概要

(1) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

職員の特別休暇に活力ある地域社会の実現に資する活動への従事により職員が勤務しないことが相当である場合として人事委員会規則で定める場合における休暇を加える。

ア 現行の条例で定められている特別休暇

選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないこと

が相当である場合として人事委員会規則で定める場合

イ 今回加える特別休暇

活力ある地域社会の実現に資する活動への従事により職員が勤務しないことが相当である場合として人事委員会規則で定める場合

(2) 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

(1) に準じた改正を行う。

(3) 施行期日

公布の日

4 条例案に対する当委員会の判断 (案)

特別休暇の事由に活力ある地域社会の実現に資する活動への従事を加えるものであり、異議はない。

【質疑等】

委員：新設する休暇の具体的な内容については、別途委員会で審議することになるか。

事務局：新設する休暇の対象となる場合や期間については、人事委員会規則で定めることとなるため、後日別途規則改正についてお諮りしたい。

◇議案第2号

人事委員会規則等の一部改正（更年期障害休暇関係）について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

更年期障害に対応した特別休暇を新設することとし、以下のとおり規則等を改正する。

1 改正する規則等の名称

(1) 職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第15号）

(2) 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第17号）

(3) 職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について（平成6年12月21日付発鳥人委第57号鳥取県人事委員会委員長通知）

(4) 県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について（平成6年12月21日付発鳥人委第58号鳥取県人事委員会委員長通知）

(5) 臨時的任用職員の休暇及び職務に専念する義務の免除について（平成6年12月21日付発鳥人委第59号鳥取県人事委員会委員長通知）

(6) 臨時的任用職員の休暇について（平成6年12月21日付発鳥人委第60号鳥取県人事委員会委員長通知）

2 概要

以下のとおり更年期障害に対応した特別休暇を新設することとし、関係規則等について所要の改正を行う。

(1) 休暇の対象

職員（年齢・性別不問）が更年期障害又は更年期障害の疑いのある症状（以下「更年期障害等」という。）のため勤務が著しく困難である場合又は更年期障害等に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合

ア 更年期障害について

女性における更年期に現れる多種多様な症状のうち器質的な変化に起因しないもので、日常生活に支障をきたす病態及び男性におけるこれに似た病態をいう。

イ 対象となる場合

(ア) 更年期障害等のため勤務が著しく困難である場合

(イ) 更年期障害等に係る通院等 (※) のため勤務しないことが相当であると認められる場合

(※) 「通院等」とは、医療機関への通院及び鳥取県の指定する更年期障がい相談支援センターへ相談をする場合 (これらにおいて必要と認められる移動を含む。) をいう。

(2) 付与日数

年5日以内 (日又は時間単位)

(3) その他

医師の証明等に基づき療養する必要があるとされ、病気休暇を取得している職員については、事実上勤務できない状態にあることから、特別休暇 (産前産後休暇を除く。) を取得することはできないもの。

3 施行日

令和5年10月1日

【質疑等】

委員：鳥取県は管理職への女性登用等の女性活躍の面でも注目を浴びている。女性が退職するまで勤めるなかで、女性特有の生理や更年期障害に対応した休暇についても、ニーズはあると思うので、女性活躍に向けた施策を進める上でも、このような取組を行っていくことは大事なことだと思う。

六 次回人事委員会の開催

令和5年9月28日 (木) 午前10時から開催することとした。